

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成20年10月31日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 真部 朗

1 工事概要

- (1) 工事名 那覇駐屯地(20)仮設食厨工事
- (2) 工事場所 那覇駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、仮設食厨、組立式仮設ハウス平屋建て、面積972㎡及び付帯土木、電気、機械、通信工事の設置及び賃貸料（設置 H21. 3. 31まで、設置期間 H21. 4. 1～H22. 2. 28まで、及び撤去解体含む）。
- (4) 工期 平成22年 3 月31日まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
- (6) 本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 装備施設本部長又は防衛施設庁長官から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局（旧那覇防衛施設局を含む。）に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 装備施設本部長又は防衛施設庁長官が算定した建築一式工事に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3）が760点以上であること。
- (5) 平成5年度以降に元請けとして、面積900㎡以上の組立式仮設ハウスを施工した実績を有する者（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局又は地方防衛支局(長崎防衛支局を除く)(以下「地方防衛局等」という)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局(以下「旧防衛施設局等」という。))を含む。)の発注した工事で、平成13年12月25日以降に完成し、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について(通知)」(平成13年12月19日付施本建第220号(CCP))に基づく施工成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。))が65点未満のものは除く。

(6) (5)の施工実績が、地方防衛局等(旧防衛施設局等を含む。)の発注した工事以外の者は、工程表を提出し、その工程管理に対する技術的所見が適切である者。(個別の工事に応じて、工種別に明示すること。)

(7) 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成5年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等(旧防衛施設局等を含む。)の発注した工事で、評定点合計が65点未満のものは除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)」(平成6年8月31日付施本第1605号(CCP))(以下「指名停止措置要領」)に基づく指名停止を受けていないこと。また、旧那覇防衛施設局長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

(9) 沖縄防衛局(旧那覇防衛施設局を含む)が発注した建築一式工事のうち、平成17年度以降平成19年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合には、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。)

(12) 沖縄防衛局の管轄区域(沖縄県)内に建設業法の許可(当該工事に対応する建設業種)に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9

沖縄防衛局総務部契約課

電話 098-921-8131(内線153)

(2) 入札説明書の交付期間、交付方法等

交付期間 平成20年10月31日から平成20年12月9日まで。(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。))を除く。)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時まで。

ア ダウンロードシステムによる交付

交付場所: 「電子入札システム」ホームページより提供する。

<http://www.mod-eboc.go.jp>

交付方法: すべて電子データで交付を行う。

文書類 PDF (Acrobat8形式以下)

申請書類 一太郎 (Ver2007形式以下)

使用条件: ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

イ 印刷物による交付

やむを得ず印刷物による交付を希望する場合は、印刷物による交付を希望する旨の申込書(書式自由、業務名等、郵便番号、住所、商号又は名称(押印済みのもの)、電話番号、担当者氏名記載のもの。)を上記(1)に示す担当部局へ持参すること。ただし、交付期間のうち、行政機関の休日及び、正午から午後1時までの間を除いた毎日、午前9時から午後5時までとする。

また、託送による交付を希望する場合は、申込書と着払いのラベル(申込者の住所・氏名を記載)を同封し、上記(1)に示す担当部局へ送付すること。

なお、印刷物による交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする。(託送による場合は期限内必着)

ウ その他: 交付に当たっては、上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付けを開札日までに当該資格の取得見込者を対象とする。

(3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間 平成20年10月31日から平成20年11月10日まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後6時、平成20年11月10日は午後3時まで。紙入札方式による場合は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

② 提出場所 上記3(1)に同じ

③ 提出方法 電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、申請書及び資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は持参すること。

(4) 入札書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間 電子入札システムによる入札の場合は、平成20年12月3日から平

成20年12月5日までの毎日、午前8時から午後10時まで。ただし、平成20年12月5日は午後3時まで。紙による入札の場合は、平成20年12月5日午前9時から午後3時まで。

② 提出場所 紙による入札の場合は、沖縄防衛局総務部契約課とする。

③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札の場合は、持参すること。（郵送等による提出は認めない。）

(5) 開札の日時及び場所

① 開札日時 平成20年12月10日 午前10時30分

② 開札場所 沖縄防衛局入札室

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

(7) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

- (10) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (11) 詳細は、入札説明書による。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (13) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。